

決定〔①事件〕

〈当事者〉（編集注・一部仮名）

原告人（債権者）	甲野花子
同代理人弁護士	荒井哲朗
相手方（債務者）	
エー・シー・イー・インターナショナル株式会社	
同代表者代表取締役	高橋
第三債務者	株式会社三井住友銀行
同代表者代表取締役	市川

【主 文】

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は原告人の負担とする。

【理 由】

第1 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 本件を東京地方裁判所に差し戻す。

第2 事案の概要

1 原告人は、原告人の相手方に対する債権の執行を保全するため、相手方の第三債務者に対する預金債権（以下「本件仮差押債権」という。）を仮に差し押さえるとの裁判を求める債権仮差押命令の申立て（以下「本件申立て」という。）をした。

本件仮差押債権は、相手方が第三債務者に対して有する次の預金債権のうち、次の(1)ないし(5)記載の順序で1000万円に満つるまでというものである。

(1) 複数の支店に預金があるときは、支店名の50音順（「あ」で始まる支店名の支店を第1順位とし、「わ」で始まる支店名の支店を最終順位とする。本店は、「ほ」で始まる支店として扱う。）による。

(2) 差押えない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。

- ① 先行の差押え、仮差押えのないもの
- ② 先行の差押え、仮差押えのあるもの

(3) 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。

- ① 円貨建預金
- ② 外貨建預金（仮差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。）

(4) 数種の預金があるときは、次の順序による。

- ① 定期預金
- ② 定期積金
- ③ 通知預金
- ④ 貯蓄預金
- ⑤ 納税準備預金
- ⑥ 普通預金
- ⑦ 別段預金
- ⑧ 当座預金

(5) 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

原審は、上記(1)のように第三債務者である金融機関の本支店の全店を50音順に順位付ける方法による預金債権の仮差押えは、第三債務者である金融機関に過度の負担をかけるものではないと断言することはできないので、本件申立ては、仮差押目的物たる預金債権が特定されているということできないとして、不適法として却下した（原決定）ため、原告人が、これを不服として本件抗告を申し立てた。

2 本件抗告の理由は、別紙「抗告の理由」記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 債権仮差押命令の申立てに当たり、仮差押命令申立債権者は、動産に対する仮差押えの場合を除いて目的物を特定しなければならず、債権に対する仮差押えの場合は、債権の種類及び額その他債権を特定するに足りる事項を記載しなければならない（民事保全規則19条1項、2項1号）。このように仮差押債権の特定を要するのは、保全裁判所が、仮差押債権が法律上仮差押えの許されるものであるか、又は仮差押えの許される範囲を逸脱していないかを判断するためのみならず、仮差押命令を受けた第三債務者及び債務者が、一見してどの債権がいくら仮差押されて、弁済禁止の効果が生じたのか（民事保全法50条1項）を識別するためにその特定が必要であることによるものである。とりわけ、第三債務者は、債権者と債務者の間の紛争に期せずして巻き込まれたような立場になるから、第三債務者が不利益を受けることのないように十分な配慮を要するものである。

そして、預金債権に対する仮差押の場合には、債権者が、債務者の責任財産に属する預金債権の内容を十分に把握することが困難な場合も少なくないが、他方で、第三債務者である金融機関は、仮差押命令の送達によって直ちに当該仮差押債権について弁済禁止の効力を受け、以後、当該仮差押債権の存否を調査中であっても、債務者から預金の払戻しを求められた場合には、当該仮差押債権に当たると判断することができなければ、これに應ぜざるを得ないことから、常に二重払の危険にさらされることとなる。このため、仮差押債権については、当該金融機関が、格別の負担や危険を伴わずにその存否について速やかに調査し、当該仮差押えの効力の及ぶ預金債権とそれが及ばない預金債権とを識別し得る程度に特定されていることが必要とされるのである。

そこで、本件申立てにおける仮差押債権の特定の程度が上記の程度に達しているか否かについて検討すると、①本件の第三債務者のような都市銀行等の金融機関が取り扱っている預金債権の量は膨大なものであることが明らかなどころ、上記のとおり、金融機関の本

店に仮差押命令が送達されると、直ちに、全支店においても仮差押命令の効力が生じ、仮差押債権の存否を調査中であっても、債務者から預金の払戻しを求められた場合には各支店ではこれに応ぜざるを得ず、常に二重払の危険にさらされること、②全支店の預金債権について、本件仮差押債権のように定められた順序に従ってその合計額が定額に満つるまで検索するという作業を短時間のうちに完了するシステムが都市銀行等の金融機関に整備されているとは認め難いこと等の事情を考慮すると、本件仮差押債権のような仮差押債権の特定方法では、第三債務者である都市銀行等の金融機関に過度の負担と危険を負わせるものといわざるを得ず、したがって、本件仮差押債権は仮差押債権の特定として不十分というべきである。

2 これに対し、抗告人は、現行の預金保険制度の下においては、預金保険機構は金融機関が破綻したときは付保預金を特定し、破綻金融機関に同一の預金者が複数の預金等の口座を有するときは、各預金者ごとにこれらを合計して付保預金金額を算定する作業（名寄せ）等を迅速に行う必要があり、これを確実にするために預金保険法は金融機関に対して預金者データの整備及びシステムの対応を義務づけているから、上記システムを利用して本件のような仮差押命令についてその効力の及ぶ預金を検索することは容易である上、銀行その他の金融機関は主務官庁から公認を受けて預金の受入れを独占的に行い、利益を得ている事業者であり、一方で債権者が債務者の預金の内容を調査するには限界があることをも考慮すると、上記システムを積極的に利用して債権執行の実を挙げるように努める社会的責任があるというべきである旨主張する。

確かに、金融機関は、保険事故が発生したときは、預金保険機構の指示により、預金者等の氏名又は名称及び住所、預金等に係る債権の内容その他内閣府令・財務省令で定める事項について、電子情報処理組織を使用して又は磁気テープにより、遅滞なく資料を提出しなければならず（預金保険法55条の2）、資料の提出に必要な預金等に関するデータベース及び電子情報処理組織の整備その他の措置を講じなければならない（同条4項）とされるなど、現行の預金保険制度においては、金融機関について保険事故発生時の顧客の名寄せを行うための法制度が設けられており、預金保険機構は、金融機関が金曜日の営業終了後に破綻した場合に月曜日には付保預金の払戻しを行う予定で上記の資料が提出されることを想定しているとされている（当審での疎甲1）。

しかしながら、本件仮差押債権の場合は、上記のような名寄せにとどまらず、本店において、債務者に係る全支店の預金債権について前記のような順序に従ってその合計額が定額になるまで検索するというものであり、名寄せのためのシステムから当然に検索され得るものではない上、本件仮差押債権には外貨建預金が含まれているが、預金保険制度においては外貨建預金

は保護の対象とはされていない（預金保険法51条1項、54条1項）など、それぞれの対象となる預金の種類は異なるのであるから、預金保険制度の下で名寄せのための電子情報処理システムが整備されつつあるとしても、当然に本件仮差押債権の検索作業を短時間のうちに完了させることが可能であると認めることは困難である。そうすると、上記名寄せのシステムによってもなお、本件申立てに係る仮差押命令の送達を受ければ、第三債務者である銀行は、本件仮差押債権の検索のために少なからざる労力等の負担を求められる上、その間に債務者からの払戻請求があればこれに応ぜざるを得ないという二重払の危険にもさらされることとなるといわざるを得ず、抗告人主張のような銀行の社会的責任を考慮してもなお、第三債務者である銀行にこのような負担と危険を受忍すべきであると到底いい難い。

3 以上によれば、本件仮差押債権の特定は不十分であり、本件申立ては、仮差押目的物の特定を欠き、不適法というべきである。

よって、本件申立てを却下した原決定は相当であり、本件抗告は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり決定する。

裁判長裁判官 横山匡輝

裁判官 佐藤公美 相澤眞木

（別紙）抗告の理由<略>